

第147回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 参加者委員

福永健司委員（部会長）、青山定敬委員、清宮敏子委員、鎌田直人委員、
武藤敏雄委員

2 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

3 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第7号までの案件について審議がなされ、全ての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [第1号案件【新規】太陽光発電施設の設置について]

委員：砂利採取跡の切土法面の現況はどうなっているのか。植生に全面覆われているのか。どのような植物が生えているのか。

事務局：草本植物やシノダケに全面が覆われており、灌木が数本、自生している状況です。

委員：災害の防止にある切土法面とは、砂利採取跡の切土法面ではなく、新たに造成する小規模な切土法面のことか。それとも砂利採取跡地の切土も含まれるのか。平面図では後者も造成緑地になっているが、再度緑化を行うのか。

事務局：砂利採取跡の法面も新たに造成する小規模の法面もどちらも含んでおります。ただし、1つ目のご質問の回答のとおり、砂利採取跡の切土法面については植生に覆われているので、必要に応じて緑化を実施する予定となっております。

委員：太陽光パネルの下の地表処理はどうするのか。

事務局：パネル下はオンサイト調節池となりますので、特段、地表面処理は行いませんが、土質等の関係から著しく浸食の恐れがあると判断された場合は、緑化等の対策を行う予定です。

委員：残置森林の適切な管理をお願いしたい。

事務局：緑化計画書及び残置森林等の保全管理計画書に基づき、造成森林が確実に育成するように、事業者を指導いたします。

○第2号案件 [第2号案件【新規】工場、事業場の設置（学校教育施設）]

委員：学校のスポーツ施設等として利用することから、美観や防犯などにも配慮する必要があるのではないかと。粗大ゴミが捨てられるような残置森林の現状は好ましくなく、整備、管理が必要に思います。

事務局：粗大ゴミについては、道路沿いにフェンスを設置することで新たな不法投棄が行われないよう対策を行う計画となっております。また残置森林については、定期的に事業者による除伐・草刈りを実施し、景観に配慮した残置森林として管理する計画となっております。

○第3号案件 [第3号案件【新規】土石等の採掘（砂利採取）]

委員：新規の申請とのことだが、すでに東～北東側で行われている事業との関係はどうなっているのか。

事務局：東側は残土埋立て事業が行われており、事業者も今回の申請者と同じ（有）大雄建材工業ですが、進入路や防災施設が別であることや開発行為地同士が一定距離離れていること、また、開発行為の目的が異なること等から別の開発行為として扱っています。

委員：施工後の平面図の凡例にある「原野・雑種地」とは何か。

事務局：開発行為後、森林区域ではないため植栽を行わず、草地とする区域です。

委員：沈殿池、浸透池の必要容量に対し設計容量の余裕がないように思います。浚渫についての記載もないようですが、工事中の管理を徹底して欲しい。

事務局：設計容量が確保できるよう適切な施工を指導します。なお、浸透池の設計容量の計算に入れていない 0.3m の余裕高が確保されています。浚渫は沈殿池①③が年 3 回、沈殿池②が年 2 回行う計画となっております。

委員：平成 29 年撮影の国土地理院の画像を見ると、事業区域の北東側が、今回の申請と同じ山砂利採取の開発が行われたように見えますが、いつ頃の開発でしょうか。また、今回の開発との関係は。

事務局：北東側の開発行為は、平成 15 年から砂利採取が行われており、令和 2 年に開発行為をした箇所を全域植栽して廃止しています。この廃止した開発行為と本件の事業区域は、一部重複しています。なお、廃止した開発行為の事業者は、本件とは別の会社です。

委員：土地利用計画平面図で北東側が残置森林となっておりますが、平成 29 年撮影の画像及び現地状況③からは、森林に見えません。この場所は、どのような状況になっているのでしょうか。

事務局：本開発行為地は、令和 2 年に植栽して廃止した砂利採取地ですので、植栽した 2 年生の木が生育しています。

委員：進入路には廃止した区域が含まれているが、廃止の際の植栽木はどうするのか。

事務局：進入路部分については伐採される計画となっております。

委員：航空写真を見ると公共道路から進入路まで距離があるが、どのように車両が通るのか。また、通行する土地の地権者関係はどうなのか。土地を借りて通行するのか。

事務局：令和 2 年の廃止区域は一部私道となっており、公共用道路からその私道を利用し、進入路に入る計画となっております。また、私道は 5 条森林外であり、土地の改変をせずに利用するため、事業区域には含んでおりません。なお、土地所有者からは通行承諾を得ております。

○第 4 号案件 [第 4 号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：新たに浸透池を設ける計画ですが、変更により、浸透池 A に流入する雨水が増えますが、資料には浸透池 A の容量変更について記載がありません。浸透池 A は容量変更しないのでしょうか。

事務局：ご指摘のとおり、拡大に伴い、浸透池 A の容量を 3,072 m³から 3,348 m³に増やします。

委員：事業終了後の緑化を確実に行ってほしい。

事務局：緑化計画書及び残置森林等の保全管理計画書に基づき、造成森林が確実に育成するように、事業者を指導いたします。

○第 5 号案件 [第 5 号案件【変更】工場、事業場の設置（太陽光発電施設の設置）について]

委員：調節池に洪水吐が設置されていますが、念のため大雨時における雨水の流出対応と排水対応について説明してください。

事務局：当該開発行為については 10 年確率の雨水を流下させる U 字溝と、30 年確率の雨水を貯留できる調節池を設置します。洪水吐については 100 年確率の 1.44 倍の雨水が調節池に流入した際に安全に放流できるよう設計しています。

放流先は、前事業者が植栽した樹高 10m 程に生育したスギの造成森林であり、土地所有者の許可を得て放流する計画となっております。

放流先の東側は、過去の開発行為時に土堰堤を設置しているため、放流による周辺の市道や民家への影響はないとのこと。また、放流された雨

水については、自然に浸透するなど処理されます。

委員：C工区設置の浸透柵3箇所の管理はどのようになされるのでしょうか。

事務局：定期点検として3月に1回及び梅雨、台風シーズンに月1回以上、非常時点検として大雨洪水警報発令時は、その都度点検する計画となっております。点検時に問題があれば、浚渫等の適切な管理を実施する計画となっております。

委員：太陽光パネルの下の地表処理はどうするのか。

事務局：適切な緑化対策をするように、事業者に指導しております。

委員：事業地周囲の森林は造成森林が多くを占めることから、確実に育成を図ってほしい。

事務局：緑化計画書及び残置森林等の保全管理計画書に基づき、造成森林が確実に育成するように、事業者を指導いたします。

○第6号案件 [【変更】土石等の採掘（砂利採取）について]

委員：今回の縮小区域（除外区域）の開発完了後の法面状況はどうなっているのでしょうか。

事務局：開発完了後の切土法面は緑化されています。

委員：土地利用計画平面図に自然公園区域の記載がありますが、今回の開発との関係はどうなっているのでしょうか。

事務局：掘削区域に含まれています。採掘行為については千葉県立自然公園条例に基づいた届出を提出しています。

委員：今回の開発の変更によって、これまでよりも深堀することになっていますが、開発終了後の周辺標高との関係はどうなるのでしょうか。

事務局：深堀区域は全て埋め戻す計画となっております。

委員：深堀なので埋め戻すにも相当な土量が予想される。きちんと埋戻しをするように、適切に事業者を指導していただきたい。

委員：断面詳細図の深堀の数値が9mとなっております。FH56.00～FH42.00では14mではないでしょうか。

事務局：深堀は、砂利採取で用いられている考え方で、深堀する天端高から採掘する高さまでを想定しておりますので、浸透池は含みません。

委員：事業縮小区域の植栽木や緑化法面の経過について、県には定期的にチェックしてほしい。

事務局：事業区域の現地確認を行った際は、その都度確認するようにいたします。

○第7号案件 [第7号案件【変更】工場、事業場の設置（太陽光発電施設の設置）について]

委員：造成森林の植栽木を確実に育成してほしい。あわせて残置森林の整備をお願いしたい。

事務局：緑化計画書及び残置森林等の保全管理計画書に基づき、造成森林が確実に育成するように、事業者を指導いたします。

○全体を通して

委員：「森林の現況」の「林齢」は、針葉樹や広葉樹など一緒にした森林全体の林齢なのか。

事務局：事業者から提出された申請書の内容と、県の職員が現地で目視確認を行った結果を基にした、森林全体のおおよその林齢となります。

委員：近年、在来種と種名は同じであっても、外国産のものは「外来種」として

位置付けられています。メドハギ、ヤマハギ、コマツナギ、ヨモギ、イタドリ、ススキなど、国内で流通しているものの100%近くは外国産（主に中国産）の種子です。遺伝的な攪乱をもたらす危険性があるのを承知で使っているならまだいいのですが、国内産の「在来種」と信じて使うのは危険です。いずれは生物多様性の保全ということも考慮しなければならないと思います。

事務局：緑化技術指針の情勢に応じた見直しを検討いたします。今後も適切な緑化が行われるよう、委員の皆さまのご助言を基に、事業者を指導してまいります。